

報道関係者各位

9月14日（月）

～富士山の防災ヘリ救助の有料化へ～

「富士山閉山期における無謀登山対策パッケージ（方向性）」 の公表について

山梨県（知事：長崎幸太郎）では、閉山期の富士山における無謀登山を防止するため、「防災ヘリ救助手数料」「富士登山届出制度（仮称）の創設」「通行規制・広報の強化」を柱とする「富士山閉山期における無謀登山対策パッケージ」を取りまとめました。

今後、県では、関係者や関係機関などの意見を伺いながら、実施可能な対策から取り組み、必要に応じて制度を変更して、総合的な対策を進めていきます。

■主な対策

1 防災ヘリ救助手数料

防災ヘリ救助は有料化。但し、登山届を提出し、安全対策を講じた登山者は減免

- ・富士登山届出制度（仮称）と連動しながら、手数料の対象となるエリア・期間を設定
- ・登山届を提出し、安全対策を施した登山者に対する防災ヘリ救助は減免
- ・救助案件が生じた場合、減免対象者に該当するか、専門的知見を有する方の確認を行うことを想定
- ・減免は、登山届の提出、装備・計画・保険の基準適合、届出内容に沿った行動の有無により判断

2 富士登山届出制度（仮称）の創設

新たに富士登山届出制度を創設

- ・現行の登山届出制度を富士山限定で強化する「富士登山届出制度（仮称）」を創設
- ・登山届を手数料減免対象の確認資料として活用 など

3 通行規制・広報の強化

閉山期の危険な入山行為を抑止するため、進入防止対策を強化

- ・泉ヶ滝から佐藤小屋間へのバリエード設置に加え、泉ヶ滝入口ゲートのすり抜け防止対策を実施
- ・センサーを活用し、警告音や回転灯により規制区域への立入りを抑制
- ・通行規制に違反した者に対する道路法に基づく罰則規定を通行止め看板に明記
- ・危険性を認識してもらうため、多言語で映像を制作し SNS 等を活用した広報を強化

■その他：

- ・「富士山閉山期における無謀登山対策パッケージ」は、令和8年9月14日（月）の山梨県知事定例記者会見で発表いたしました。なお、記者会見の様子は以下の配信サイトから、9月16日（水）17時までご視聴いただけます。

【やまなし in depth】<https://yamanashi.media/>

お問合せ先

防災ヘリ救助手数料：電話 055-223-1430 消防保安課長 浅川
富士登山届出制度：電話：055-223-1316 富士山観光振興グループ振興監 三枝
通行規制：055-223-1695 道路管理課長 和智
全体：055-223-1560 総合防災政策室長 齋藤

- 防災ヘリ救助は有料化。但し、登山届を提出し、安全対策を講じた登山者は減免
- 登山者の十分な安全対策を確認し、手数料減免に連動させる、「富士登山届出制度（仮称）」を創設（通行止め区間の通行を認めるものではない）
- 閉山期の危険な入山行為を抑止するため、道路法に基づく通行禁止措置や罰則規定の周知を徹底するとともに、バリケードやセンサーを活用した警告、危険性を認識してもらう映像等により、進入防止対策を強化

対策の方向性

【防災ヘリ手数料】

防災ヘリ救助は有料化。但し、登山届を提出し、安全対策を講じた登山者は減免



- 富士登山届出制度（仮称）と連動しながら、手数料の対象となるエリア・期間を設定
- 登山届を提出し、安全対策を施した登山者に対する防災ヘリ救助は減免
- 救助案件が生じた場合、減免対象者に該当するか、専門的知見を有する方の確認を行うことを想定
- 減免は、登山届の提出、装備・計画・保険の基準適合、届出内容に沿った行動の有無により判断

【富士登山届出制度】

新たに富士登山届出制度を創設



- 現行の登山届出制度を富士山限定で強化する「富士登山届出制度（仮称）」を創設
 - ・登山計画、装備および保険の届出の受付
 - 基準に照らした助言
 - ・対象エリア、対象期間の拡大 など
- 登山届と防災ヘリ手数料との連動
 - ・登山届を手数料減免対象の確認資料として活用 など

【通行規制・広報の強化】

閉山期の危険な入山行為を抑止するため、進入防止対策を強化



- 泉ヶ滝から佐藤小屋間へのバリケード設置に加え、泉ヶ滝入口ゲートのすり抜け防止対策を実施
- センサーを活用し、警告音や回転灯により規制区域への立入りを抑制
- 通行規制に違反した者に対する道路法に基づく罰則規定を通行止め看板に明記
- 危険性を認識してもらうため、多言語で映像を制作しSNS等を活用した広報を強化

通行規制の強化

- ① 泉ヶ滝から佐藤小屋間へのバリケード追加設置
- ② 泉ヶ滝入口ゲートのすり抜け防止対策を実施
- ③ センサーを活用し警告音や回転灯により規制区域への立入りを抑制
- ④ 通行規制に違反した者に対する罰則規定を通行止め看板に明記
- ⑤ HP、SNS等を使って通行禁止と罰則についての周知を強化
- ⑥ 馬返以先に通行止め案内看板を追加設置
- ⑦ 佐藤小屋の下山道にバリケード追加

ゲート設置(9/11~6/30)

②

⑦

ゲート設置期間:9/11~6/30

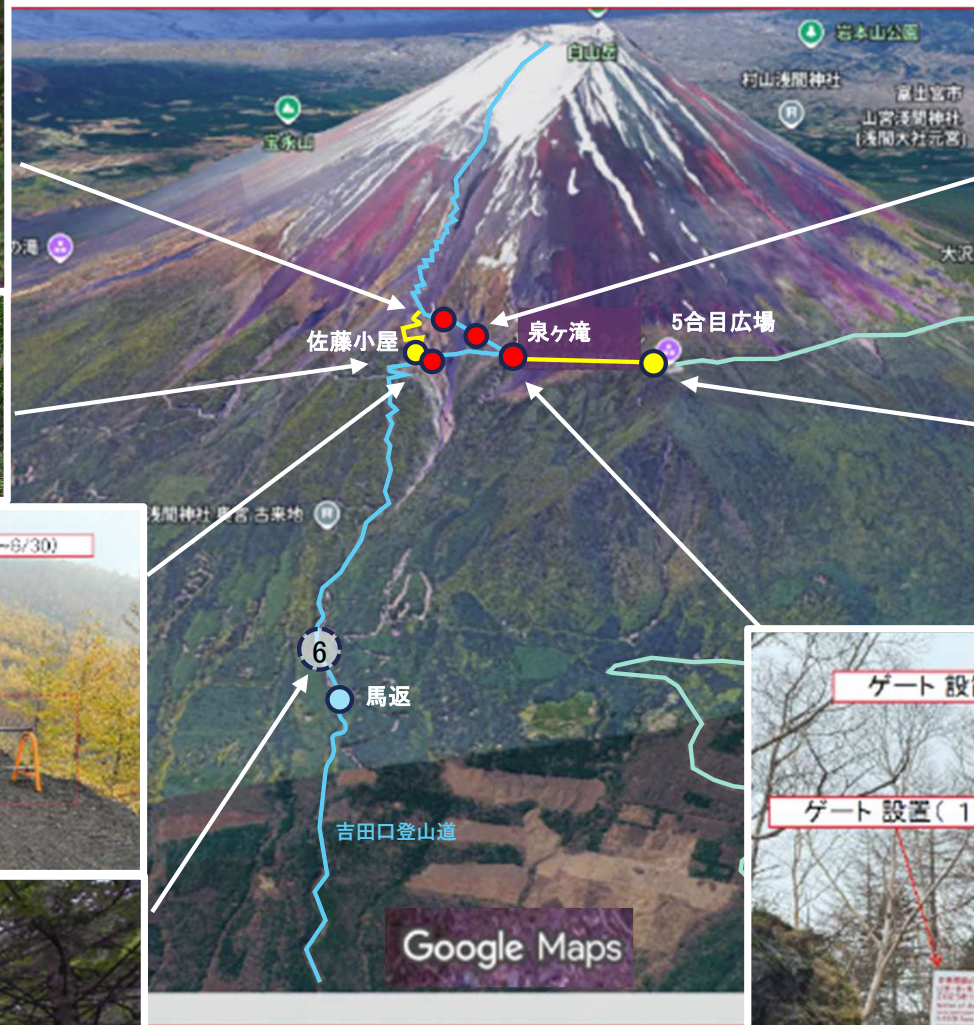
③ ソーラー式
人感センサーライト
警告サイレン設置

ゲート設置(11/1~6/30)

④

警告看板設置

⑥



● :ゲート設置箇所(県土整備部)

● :ゲート設置箇所
(観光文化・スポーツ部)

ゲート設置(9/11~6/30)

③ ソーラー式
人感センサーライト
警告サイレン設置

②

④

警告看板設置

ゲート設置期間:11/1~4/30

ゲート設置(9/11~6/30)

ゲート設置(11/1~6/30)

③ ソーラー式
人感センサーライト
警告サイレン設置

①

④

警告看板設置